

## 期間業務職員の募集について

国立療養所多磨全生園では期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職  
期間業務職員（看護部看護助手）  
※非正規雇用
2. 業務内容  
以下の業務を行っています。
  - 病棟の看護助手業務  
看護師の作業上での補助業務になります
  - 病棟の生活環境の整備
  - 入所者の日常身の回りの介添え  
食事・入浴・排泄・移動に関する全般・整容のお世話になります
3. 募集人員  
2名
4. 募集対象  
入浴介助ができる方  
介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）もしくは介護福祉士があれば尚可  
\*資格を所有していても、無資格の方と、業務内容、給与等取扱いに差は生じません。
5. 雇用期間  
  
(1) 雇用期間  
採用日～令和7年3月31日まで  
採用後1ヶ月間は条件付採用期間  
勤務成績等により再採用されることもあります。
6. 給与  
(1) 日給

10,243円（地域手当含む）

※但し、上記の金額は、法律等の施行及び改正に伴って変更する場合があります。

(2) 支給日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

(3) 諸手当

通勤手当（実費、1ヶ月当たり上限55,000円、定期券にあつては原則として6か月定期券分を支給、マイカー通勤可）等

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。  
（年2回（6月及び12月））

7. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

8. 加入保険等

雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入

※任期が2月を超えると見込まれる場合（または、勤務した日が引き続いて12月を超えるに至った場合）、国家公務員共済組合に加入となります。

※国家公務員退職手当法が適用された場合（継続して6か月間勤務した場合）、雇用保険は適用除外となります。

9. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

10. 勤務条件

(1) 勤務時間

変則勤務（主な勤務は以下のとおり）

(1) 7:00～15:30

(2) 7:30～16:15

(3) 8:30～17:15

(4) 9:15～18:00

(5) 10:30～19:00

(6) 18:00～7:00 (当直勤務)

(月2～3回あります。仮眠あり)

(2) 休暇

年次有給休暇10日(6ヶ月経過後に付与。再採用時に繰り越し可)

1.1. 雇用の解除等

以下のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても雇いを解除することがあります。

(1) 心身の故障等により、長期に亘って勤務できなくなった場合

(2) 国家公務員法その他の法令による就業・サービス基準に重大な違反を犯した場合

(3) その他、業務の遂行上重大な違反があった場合

(4) 組織の改廃、予算の事情その他国の都合により雇いが継続できなくなった場合(その場合は、1か月前までに雇い解除の予告を行います。)

1.2. 勤務地

国立療養所多磨全生園看護部

東京都東村山市青葉町4-1-1

1.3. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書(市販のもので可、写真添付)

(2) 提出方法

郵送(封筒の表面に朱書きで「期間業務職員(看護助手)応募書類在中」と記載のこと)

(3) 提出先

〒189-8550 東京都東村山市青葉町4-1-1

国立療養所多磨全生園 人事課人事係

応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。(責任破棄)

1.4. 選考方法

小論文及び面接

1.5. 問い合わせ先

担当：国立療養所多磨全生園 人事課人事係 高石

電話：042-395-1101